第3回農業委員会議事録

1 開催日時 令和2年7月29日 午前9時00分

2 開催場所 五ヶ瀬町役場 議場

3 出席委員 10名

会長1番甲斐梅男会長代理2番藤田忠義農業委員3番藤木洋子農業委員4番松本さとみ農業委員5番黒木優子農業委員6番渡邊恵農業委員7番飯干浩一農業委員8番米倉浩幸農業委員9番坂本建吾農業委員10番太田保義

4 欠席委員 〇名

5 議事内容

議案第11号 会長、職務代理者選出について

議案第12号 議席番号決定について

議案第13号 郡農業委員会連絡協議会代議員の選出について

議案第14号 農業委員会事務局職員の異動に伴う任免について

議案第15号 農地法第3条の許可について

議案第16号 農地法第4条の許可について

議案第17号 農地法第5条の許可について

議案第18号 非農地証明の承認について

議案第19号 非農地判断の承認について

事務局長	ただ今から第3回農業委員会を開催します。 会次第1番の仮議長選出についてですが、本日は、任命後の初会ですので、 仮議長を選出し議事に移りたいと思います。 どなたか、仮議長に立候補される方はいらっしゃいますか。 おられないようですので、あらかじめこちらでお願いしている方を選出して よろしいでしょうか。
全員	意義なし。
事務局長	それでは事前にお願いしておりました、太田委員に仮議長をお願いします。
太田委員	ただ今、承認いただきました太田です。よろしくお願いいたします。 議案第11号 会長、職務代理者選出について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第11号会長、職務代理者選出について説明します。 今回、任期満了に伴う農業委員の改選がありましたので、現在、会長および 職務代理者が不在となっております。 農業委員会法では、農業委員会に会長を置き、会長は委員が互選した者をも って充てるとされています。また、会長が欠けたときは、委員が互選した者が、 その職務を代理するとされています。 先日開催した互選会により、会長に甲斐梅男委員、職務代理者に藤田忠義委 員となっているところです。以上です。
太田委員	質問等あればお願いします。 特にないでしょうか。 それでは、互選の結果は会長に甲斐梅男委員、職務代理者に藤田忠義委員と なっておりますが、承認される方は挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)

太田委員	それでは議案第11号について承認とします。
	会長が選任されましたので、ここで議長を交代いたします。
	ありがとうございました。
議長	ただ今、会長となりました甲斐梅男です。よろしくお願いいたします。
	まず始めに、本日の議事録署名人に2番と3番の方を指名します。よろしく
	お願いします。
	それでは、議事に移りたいと思います。議案第12号農業委員議席番号の決
	定について事務局より説明をお願いします。
 事務局	議案第12号議席番号決定についてですが、規則第7条において、議席はあ
3-327-9	らかじめくじで定めることとなっております。先日のくじ引きで決定した議席
	番号でお願いしたいと思います。以上です。
 議長	これにつきまして意見等はないでしょうか。
U3X_IX	ないようでしたら議決をとりたいと思います。
全員	
	(全員挙手)
議長	全員挙手により議案第12号について承認とします。
	続きまして議案第13号郡農業委員会連絡協議会代議員の選出について事
	務局の説明をお願いします。
事務局	議案第13号郡農業委員会連絡協議会代議員の選出について説明いたしま
	す。農業委員会におきましては、西臼杵郡の組織としまして、西臼杵郡農業委
	員会連絡協議会が設置されています。そのため、郡の協議会に対し、町から会
	長及び副会長に加え、3人の代議員を選出し代議員会が行われております。大
	字ごとに一名ずつということで、こちらについても先日選出しております。大
	字三ヶ所地区から坂本建吾委員、大字桑野内地区から黒木優子委員、鞍岡地区
	から米倉浩幸委員となっております。以上です。
議長	これにつきまして意見等はないでしょうか。
	ないようでしたら議決をとりたいと思います。
	賛成の方は挙手をお願いします。
全員	(全員举手)
 議長	全員挙手により議案第13号について承認とします。
USALX	続きまして議案第14号農業委員会事務局職員の異動に伴う任免について
	事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第14号農業委員会事務局職員の異動に伴う任免について説明いたし
子が心	ます。農業委員会の事務局任免については、農業委員会等に関する法律第26
	条第3項の規定により、農業委員会が行うこととなっています。しかし、町部
	未名の頃の別だにより、展案委員会が1900ととなっているす。 000 0、 町部 局との都合上、農業委員会が総会を開催して職員の任免を議決し、かつ、町部
	同により辞令交付を行うことは無理があるため、農業委員会職員が異動する場
	一合、その任免については、会長に一任することを承諾していただきたいと思い
	ます。農業委員会事務局職員の任免については、令和2年7月20日から令和
	5年7月19日までの3ヵ年に限り、会長にその任免を一任し、事後の総会に
	おいて任免の内容を報告するものといたします。以上です。
議長	これにつきまして意見等はないでしょうか。
	ないようでしたら議決をとりたいと思います。
	賛成の方は挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	全員挙手により議案第14号について承認とします。
	続きまして議案第15号農地法第3条の許可について番号1案件について
	説明をお願いします。
事務局	(議案第15号1番について説明)
 議長	では、担当委員の説明をお願いします。
太田委員	渡人の住所が宮崎市となっておりますが、元々は五ヶ瀬町に住んでおり、申
	請地については元々住んでいた住居の隣に位置しております。住居については
	今回の受人が一度住んでおりましたが、転居しており、現在は別の人が住んで

	by a to to			
	おります。 特に問題ないかと思われますのでよろしくお願いします。			
議長	では、この案件に意見のある方はお願いします。なければ議決を取りたいと 思います。賛成委員の挙手をお願いします。			
全員	(全員挙手)			
議長	では承認とします。続きまして、議案第15号2番について事務局より説明 をお願いします。			
事務局	(議案第15号2番について説明)			
議長	では、担当委員の説明をお願いします。			
太田委員	渡人について元は町内に住んでおりましたが昭和40年の入籍に伴い延岡に転居しており、その後昭和43年に残りの家族も延岡に転居しております。 なお元の住居は現在は別の方が住んでおります。申請地については転居以降は 親戚となる受人の父親が管理していたようで今回の売買に至ったようです。 特に問題ないかと思われますのでよろしくお願いいたします。			
議長	ではこの案件について質問のある方は挙手願います。			
松本委員	当時に所有権移転を行っていなかったのでしょうか。			
太田委員	そのようです。			
議長	ほかにないでしょうか。特になければ議決を取りたいと思います。 賛成委員 の挙手をお願いします。			
全員	(全員挙手)			
議長	では承認とします。続きまして、議案第15号3番について事務局の説明をお願いします。			
事務局	(議案第15号3番について説明)			
議長	では、担当委員の説明をお願いします。			
太田委員	3番の案件は2番の案件とも関わっておりまして、受人は2番の案件と同じとなっております。2番の案件を協議している際に、2番の土地だと思っていた田が3番の渡人の土地ということが分かったようです。2番の渡人と3番の渡人は親戚であり、かなり昔に親戚同士で名義を変えずに農地の交換を行っていたようです。さらに、3番の申請地についても2番の案件と同様に受人の父親が管理していたため、3番の渡人の家族は2番の渡人の土地だと思っていたようです。 私と事務局から3番の渡人とその家族に状況を説明して家族全員が納得した上で了承をいただいておりますので、特に問題ないかと思われます。			
議長	では、この案件に意見のある方はお願いします。なければ議決を取りたいと思います。 賛成委員の挙手をお願いします。			
全員	(全員挙手)			
議長	では承認とします。続きまして、議案第16号農地法第4条の許可について事務局より説明をお願いします。			
事務局	(議案第16号について説明)			
議長	では、担当委員の説明をお願いします。			
事務局	本日は初会のため、担当委員がいませんので事務局から説明させていただきます。申請人につきましては、今年の5月まで延岡市に住んでおりましたが、昨年10月に申請人の現住所に住んでいた母親が亡くなったことに伴い、今年5月に現住所に転居しております。なお、住居や農地については資料では母の名前となっておりますが、今回の申請人に相続されております。資料の図面にある田については、今回の申請人が田の時期に延岡からきて耕作していたため、現在も田として利用されております。今回の申請地の畑についてですが、道路よりも一段高いところに位置しており人間が歩いて上がる道しかないためトラクター等の乗り入れができない状況にあり、現在耕作しておらず今後も耕作する予定がないことから、資材置場として利用したいとのことでした。周囲の状況ですが、申請地には山林と宅地と田が隣接しておりますが、田につい			

	つは申請人のものがあり、もう1つは別の方の田が隣接しておりますが
	はさらに1段高いところにありますので、今回資材置場として利用する
	特に問題はないかと思われます。
J 44.12 1	、、この案件に意見のある方はお願いします。なければ議決を取りたいと
A.D.	では、
,	2員挙手)
	承認とします。続きまして、議案第17号農地法第5条の許可について より説明をお願いします。
事務局 (議	案第17号について説明)
議長では	
太田委員 皆さ	られで存じだと思いますが、申請人が平成11年から申請地において事業
所を営	んでおります。なお、先ほどの議案第15号の2番の3条案件と渡人と
受人が	同じとなっております。現在も事業所として利用しているため、特に問
	かと思われます。
	説明をさせていただきます。平成11年に期限付きで5条案件として農
	会にかかっております。その後事業所として利用しておりましたが、登
	行っておらず、更新も行っておりませんでした。今回正式に売買を行う
	ことですので追認申請となったところです。
	、この案件に意見のある方はお願いします。
飯干委員 今ま	では賃借料を払っていたということでしょうか。
太田委員 その	oとおりです。
	たいでしょうか。 特になければ議決を取りたいと思います。 賛成委員
A [をお願いします。
·	· 員挙手)
	承認とします。続きまして、議案第18号非農地証明の承認について事 説明をお願いします。
事務局(議	案第18号について説明)
議長では	担当委員の説明をお願いします。
黒木委員申請	人については役場職員のおばになります。平成7年に日向市に転居して
	す。墓参り等で五ヶ瀬にくることはあるとのことですが、耕作は行って
おりま	せん。申請地についてはまわりが山林に囲まれておりまして、耕作して
いた当	時は歩いていく道があったとのことでしたが、現在はその道もありませ
	農地ということで問題ないかと思われます。
	、この案件に意見のある方はお願いします。なければ議決を取りたいと です。 賛成委員の挙手をお願いします。
	· ·員挙手)
·	
	きお願いします。
	案第19号について説明)
	担当委員の説明をお願いします。
	人については皆さんご存じだと思いますが林業を営んでおります。申請
	いいては、地図からは分かりにくいのですが道よりも1段高いところに位
-	おり、機械等の乗り入れが難しい箇所となっております。写真のとおり
耕作も	されておりませんし、周りに農地がなく道と宅地の間にあるということ
	、非農地ということで特に問題ないかと思われます。
議長では	この案件について質問のある方は挙手願います。
飯干委員 会次	第の事由の欄に農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難
1	とありますが、写真を見る限りまだ耕作できそうだと思います。非農地
の判断	基準として10年以上耕作してないという条件がありますが10年以
の判断 上耕作	

	う条件はありますが、今回は位置的に道路と宅地の中にあり、また機械の乗り入れが悪い場所であり、所有者が今後耕作する予定もないということで写真ではわかりづらいのですが、現場はもっと荒れていたため今回は非農地判断とさせていただいたところです。
松本委員	申請地については昨年か一昨年に議案としてかけられ申請人が取得した土地だと記憶しております。目的をもって土地を取得しているはずなのに今回の話となったのはなぜでしょうか。
議長	申請人は林業をしているため、山を買う際に申請地も含めてでないと売って もらえなかったため、まとめて取得したのではないかと思います。仮にそうで あれば申請地について今後農地として利用する意思がないため今回の話にな ったのではないかと考えられます。 ほかにないでしょうか。特になければ議決を取りたいと思います。賛成委員 の挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	では承認とします。本日の議事は以上です。その他として何かありますでしょうか。
太田委員	延岡市では宅地に付随する農地についての下限面積を 0.15 アールに下げたようであります。本町において、家は買ったけれども下限面積のしばりがあるため家庭菜園として利用するための農地が買えないという意見を聞きます。下限面積を下げるということは検討してもらえないでしょうか。
事務局	調べて検討するようにいたします。
議長	他にないでしょうか。なければ終了いたします。
事務局長	以上を持ちまして、第3回五ヶ瀬町農業委員会を終了します。お疲れ様でした。

議事録署名人		
議事録署名人		